

令和6年度診療報酬改定と賃上げについて ~ 今考えていただきたいこと(病院・医科診療所の場合) ~

令和6年2月15日

厚生労働省保険局医療課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目 次

- 1 医療従事者の賃上げの概要について
- (1) 全体の概要
- (2) 対象職種
- (3) 創設される診療報酬について
- (4) 賃上げのイメージ
- (5) 賃上げを考える前に -ベースアップとは-
- (6) ベースアップ評価料の算定額の配分パターン
- (7) 具体的なスケジュール
- (8) 計画書・報告書の提出について
- 2 よくあるご質問
- 3 ベースアップ評価料の試算

参考 賃上げに向けた評価の新設(詳細)



1 医療従事者の賃上げの概要について



1 医療従事者の賃上げの概要について(1)全体の概要①

- 昨今の食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰の状況、30年ぶりの高水準となる賃上げの状況などと いった経済社会情勢は、医療分野におけるサービス提供や人材確保にも大きな影響を与えています。
- こうした中、令和6年度診療報酬改定では、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として、**特例 的な対応**を行います。

物価高に負けない「賃上げ」の実現!

物価高に負けない「賃上げ」の実現を目指し、令和6年度診療報酬改定では、

- 病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションに勤務する**看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種**の賃上げのための特例的な対応として、 **+ 0 . 6 1 % の改定**
- 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置として、 + 0. 28%の改定 を行い、医療従事者の賃上げに必要な診療報酬を創設します。

また、 **令和6年度にベア+2.5%、 令和7年度にベア+2.0%の実現**に向け、

- ① 医療機関等の過去の実績
- ② 今般の報酬改定による上乗せの活用
- ③ 賃上げ税制の活用

を組み合わせることにより、達成を目指していくことになります。



なお、今回の賃上げの状況については、賃金引上げに係る計画書、賃金引上げの実施状況の報告書の提出(毎年)、抽出調査など により報告していただく予定です。 (P11参照)



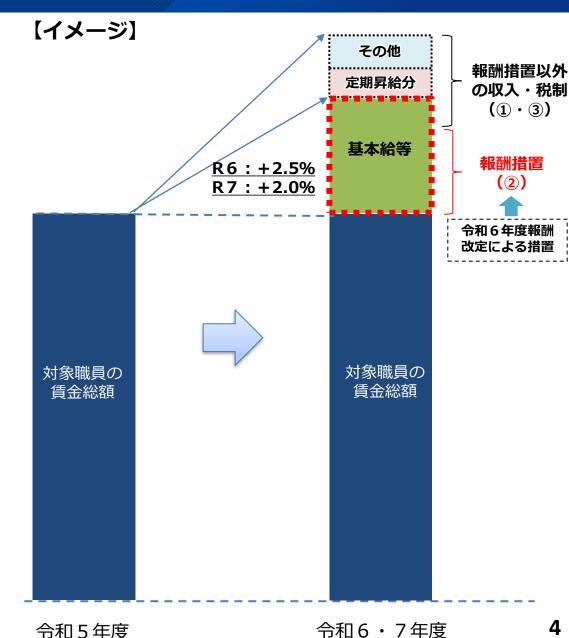
ベースアップ評価料の算定要件は、当該評価料による収入を原則、全額ベア等に充てることです。その上で、さらに今般の報酬措置以外の収入や、税制措置も活用しながら、令和6年度ベア+2.5%、令和7年度ベア+2.0%の目標へのご協力をお願いします。

医療従事者の賃上げの概要について (1)全体の概要②

【基本的な方針】

- ■次の①~③を組み合わせた賃上げ対応
 - 医療機関や事業所の過去の実績を ベースにしつつ、更に
 - 今般の報酬改定による上乗せの活用
 - 賃上げ促進税制の活用

令和6年度に+2.5%、令和7年度に + 2.0%のベースアップを実施し、定期 昇給なども合わせて、昨年を超える賃上 げの実現を目指す。



1 医療従事者の賃上げの概要について (2)対象職種

- 今般の診療報酬改定における賃上げの対象となる職種については、それぞれ以下のとおりです。
- 病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションに勤務する看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の賃上げのための特例的な対応として、+0.61%の改定

【対象職種】

2

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上 げに資する措置として、**+ 0. 28%の改定**

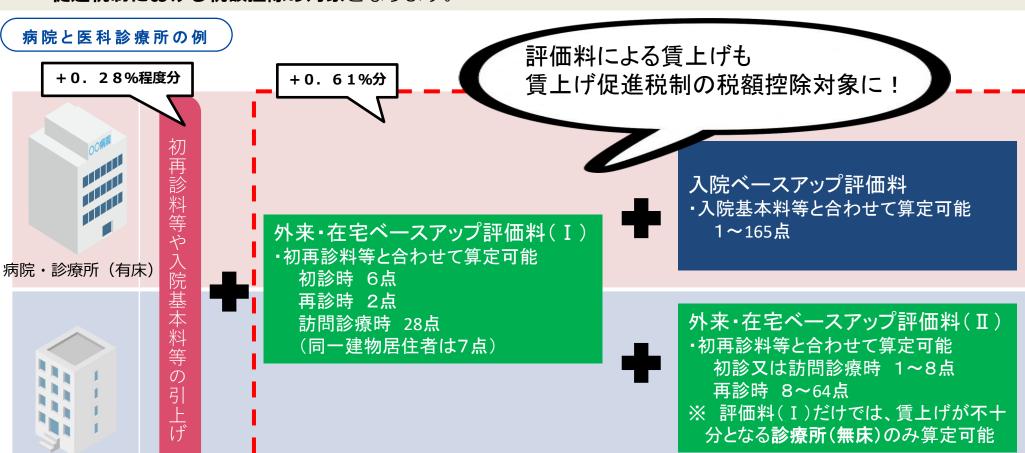
【対象職種(想定)】

- 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、
- 事務職員、歯科技工所等で従事する者等

1 医療従事者の賃上げの概要について (3) 創設される診療報酬について

診療所 (無床)

- 令和6年度の診療報酬改定では、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)、(Ⅱ)」、「入院ベースアップ評価料」といった診療報酬を創設します。
- また、初再診料等や入院基本料等についても、職員の賃上げを実施すること等も踏まえた引上げを行います。
- さらに、**今回創設される診療報酬(既存の看護職員処遇改善評価料含む)による賃上げについて、賃上げ** 促進税制における税額控除の対象となります。



1 医療従事者の賃上げの概要について (4)賃上げを考える前に -ベースアップとは-

- 賃上げに係る診療報酬においては、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた「給与総額」をもとにした点数設計としています。
- 医療機関等においては、この報酬分を<u>ベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)</u> <u>に充てていただく</u>こととなります。
- O また、ベースアップには、<u>連動して引きあがる賞与分*や事業主負担の増額分も含まれます。</u>
- ※ 業績に連動して引き上がる賞与については対象外です。

ベースアップの考え方

「ベースアップ(ベア)」とは、賃金表の改定等により賃金水準を引き上げることをいいます。

	□ <i>(</i> ≠	職務の級			
	号俸		2級	3級	4級
	1	000,000	000,000円	000,000円	000,000円
賃金表内での職員の給 与の変動は、 定期昇給 に該当し、ベアには該		000П	000,000円	000,000円	000,000円
		2	000,000円	000,000円	OO0,000H
		D,000H	000,000m	000,000円	000,000円
_当しません。) 0,000円	000 0 00円	000,000円	000,000円
	6	000,000円	000,000円	000,000円	000,000円
	7	000,000円	000,000円	000,000円	000,000円
	8	000,000円	000,000円	000,000円	000,000円
	9	000,000円	000,000円	000,000円	000,000円
	10	000,000円	000,000円	000,000円	000,000円



- / =		職務	の級	
号俸	1級	2級	3級	4級
1	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円
2	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円
3	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円
4	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円
5	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円
6	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円	•••••
7	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円
8	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円
9	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円
10	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円	●●●,●●●円

アップ! 賃金表に記載の額そ のものを引き上げる ことがベースアップ です。

賃金表がない場合

賃金表がない医療機関の場合は、**給与規程や雇用契約に定める基本給等**について、引上げを行います。

なお、基本給等とは、**決まって毎月支払われる給与や手当**のことを指し、例えば、年俸制で1年に1回定められる額の1月当たり分もこれに該当します。



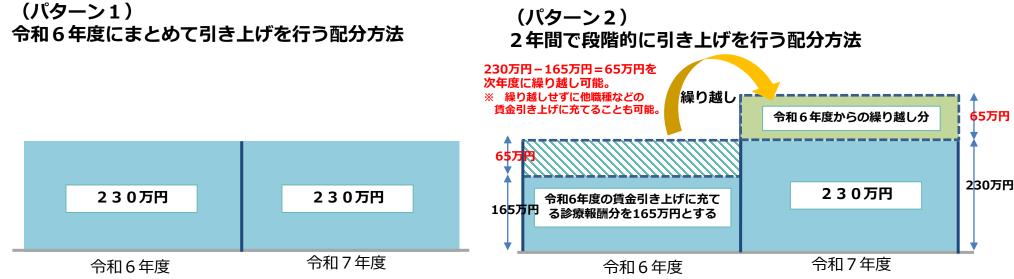
1 医療従事者の賃上げの概要について(5)ベースアップ評価料の算定額の配分パターン

- 医療機関等においては、令和6年度と令和7年度の2年間の賃金引き上げについて計画します。
- そのなかでベースアップ評価料(改定率 + 0.61%分)については、対象職種の給与総額の2.3%相当となるように設定されており、令和6年度と7年度の2年とも同じ点数設計です。
- したがって、この点数を算定した場合の賃上げへの配分方法について、以下の2つのパターンが考えられますが、いずれの場合も算定額を全て賃金の引き上げに充てることが重要です。

【例:令和5年度の給与総額が1億円であった場合】

(2年間のベースアップ評価料の算定額の見込み)

1億円×2.3%×2年間=460万円 (賃金の引き上げに充てる額)





ベースアップ評価料の算定額の見込みについては、あくまで目安であり、保険医療機関ごとの状況や実際の算定回数に応じて、変動が生じ得ます。

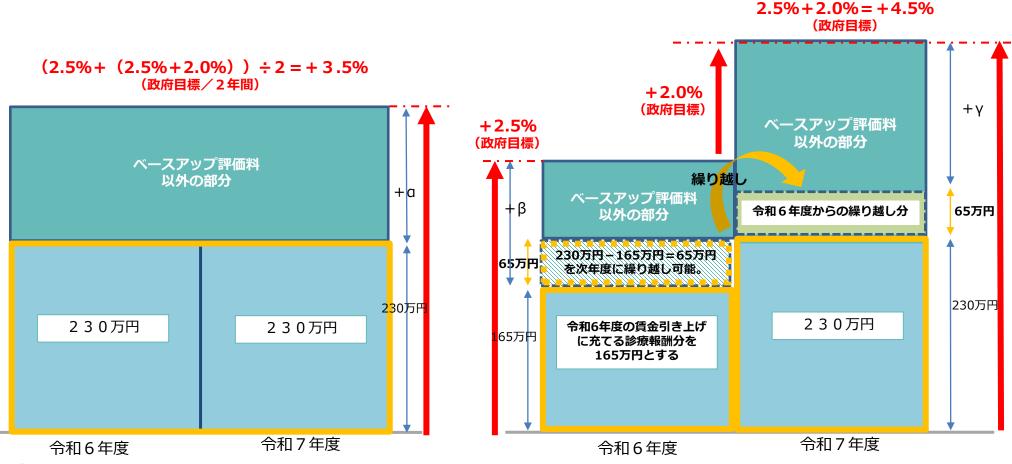
(例) 政府目標を踏まえたモデルケース

【例:年間の給与総額が1億円であった場合】

(パターン1)

令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法

(パターン2) 2年間で段階的に引き上げを行う配分方法



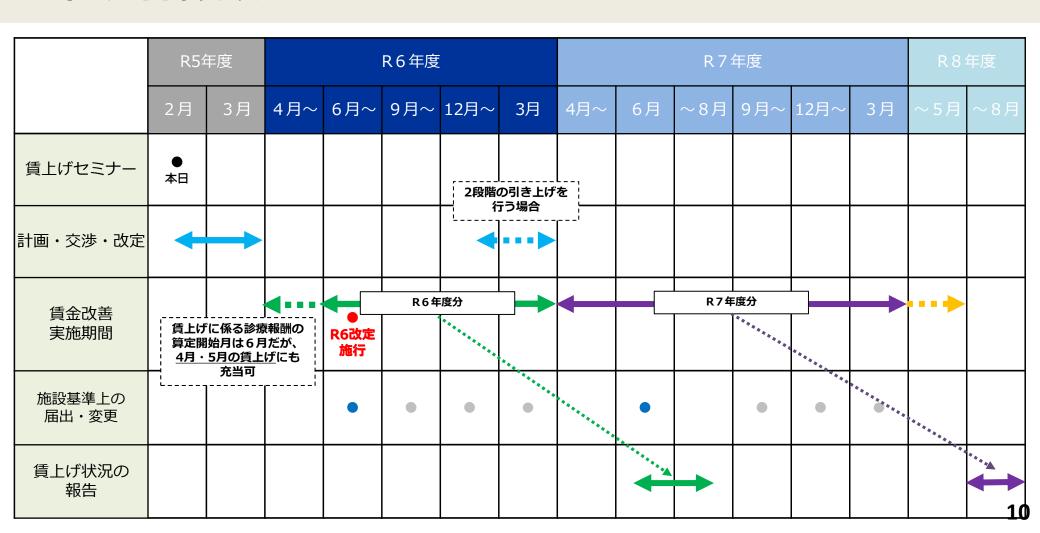


ベースアップ評価料による賃上げの対象とならない職種についても、引き上げられた初再診料等や入院基本料等を活用して、同様の考え方で政府目標の達成を目指して頂きますようお願いいたします。

診療報酬分

1 医療従事者の賃上げの概要について(6)具体的なスケジュール

- 賃上げのスケジュールのイメージは以下のとおりです。
- 医療機関等においては、賃金引き上げの計画の作成→計画に基づく労使交渉等→計画に基づく給与規程の 改正→施設基準の届出及び期中の区分変更の届出→賃上げ状況の報告(令和6年度・令和7年度)を実施していくこととなります。



1 医療従事者の賃上げの概要について (7)計画書・報告書の提出について

賃金引き上げに係る計画書・賃金引き上げの実施状況の報告書ついて

- P10のスケジュールにあるとおり、ベースアップ評価料を算定する医療機関等は、施設基準の届出書と合わせて、賃金引上げに係る**計画書及び報告書**を地方厚生(支)局にご提出頂きます。 この中で、ベースアップ評価料が原則ベア等に充てられていることについても確認します。
- さらに、計画書及び報告書では、ベースアップ評価料による賃金引上げの状況だけでなく、**自 主財源等も含めた全体的な引き上げ状況及びベースアップ評価料の対象とならない40歳未満の勤務医師等(改定率+0.28%分)の職種の状況**についてもお聞きする予定です。
- また、別途、抽出調査の実施等も予定しています。



2. よくある質問



よくある質問

- **Q1.** 令和6年6月からベースアップ評価料を算定する場合は、いつから賃上げを実施すればよいのでしょうか。
 - **A.** 算定要件としては、令和6年6月から賃上げを実施していれば、要件を満たしますが、令和6年4月及び5月から賃上げを実施する場合も、ベースアップ評価料を充当してよいこととしています。

Q2 賃上げ促進税制とは、どのような制度でしょうか。

A. 事業者が一定率以上の賃上げをした場合に、賃上げ額の一部を法人税等から 税額控除できる制度です。

詳細は以下URLのパンフレットを御確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/r6_chinagesokushinzeisei_pamphlet.pdf

3 ベースアップ評価料の試算



2 ベースアップ評価料の試算①

- 厚生労働省では、今般のベースアップ評価料による算定見込みや医療従事者の賃上げ見込みの試算を支援 するため、「ベースアップ評価料計算支援ツール」を作成しました。
- 以下では、当該ツールを活用した具体的な試算方法をご説明します。施行前にご自身の施設における賃上げについて試算してみましょう。

ベースアップ評価料計算支援ツール

令和6年2月15日版

本ツールでは、次の**3ステップでベースアップ評価料を活用した医療従事者の賃上げ計算を支援**します。

Step 1

対象職員の給与総額の計算

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算



医療従事者の賃上げ見込みの計算



目 次

はじめに

|Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)【病院・診療所共通 ②外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)【無床診療所のみ】 ③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



まずは、次へを クリックします。

2 ベースアップ評価料の試算②

- まずは、**対象職員の給与総額**を計算し、入力してください(P5の対象職員も参照。)。
- この際、入力する給与総額には賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めるように注意してください(ただし、役員報酬は対象外です。)。

Step 1

対象職員の給与総額の計算

○ まずは、対象職員の給与総額を計算しましょう。
2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年3月~2024年2月に実際に支払った給与総額を入力してください。

2,333,333円

算定開始予定日 2024年6月1日

2024年7月1日以降の算定を予定している場合は、給与対象月が変更となります。

2024年2月については、試算時には、見込みで構いません。

給与対象月	対象職員の給与総額
2023年3月	2,000,000円
2023年4月	2,000,000円
2023年5月	2,000,000円
2023年6月	4,000,000円
2023年7月	2,000,000円
2023年8月	2,000,000円
2023年9月	2,000,000円
2023年10月	2,000,000円
2023年11月	2,000,000円
2023年12月	4,000,000円
2024年1月	2,000,000円
2024年2月	2,000,000円

1月当たり給与総額

対象職員の給与総額の実績を入力します。

給与総額には、賞与 や法定福利費等の 業主負担分を含めて 金額を計上して さい。 ただし、役員報酬は 対象外です。 目 次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 【病院・診療所共通】

②外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)【無床診療所のみ】

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



戻る



2 ベースアップ評価料の試算③

- 次に、外来・在宅ベースアップ評価料(I)の算定見込みの計算を行います。
- 対象期間の初再診料等の算定回数を入力してください(P23、25の[算定要件]も参照。)。
- 歯科併設の保険医療機関については、歯科初再診料等の算定回数も入力してください。

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 【病院・診療所共通】

- 次に、外来・在宅ベースアップ評価料(I)の算定見込みの計算を行います。
- 2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月~2024年2月に算定した初

0回

診料等の算定回数を入力してください。

歯科併設の医療

機関は、算定回数を入力してく

2024年2月

1月当たり算定回数

ださい。

算定開始予定日 2024年6月1日

2024年7月1日以 降の算定を予定 している場合は、 算定月が変更と なります。

算定月	初診料等	再診料等	訪問診療料 (同一建物以外)	訪問診療料 (同一建物)
2023年12月	100回	300回	4回	8回
2024年1月	100回	300回	4回	8回
2024年2月につ	100回	300回	4回	80
いては、試算時				-
には、見込みで 構いません。	100回	300回	40	80

0回

					昇
	100回	300回	40	8回	ハ
					_
	歯科初診料等	歯科再診料等	歯科訪問診療料 (同一建物以外)	歯科訪問診療料 (同一建物)	
	0回	0回	0回	0回	1
١	0回	0回	0回	0回	
1	0回	0回	0回	0回	I

目 次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①外来・在宅ベースアップ評価料(I) 【病院・診療所共通】

②外来・在宅ベースアップ評価料(II) 【無床診療所のみ】

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

算定回数を 入力します。

0回



戻る

ベースアップ評価料の試算④

- 次に、**外来・在宅ベースアップ評価料(II)**の算定見込みの計算を行います。
- こちらは、無床診療所のみが対象となりますので、病院・有床診療所については算定できません。
- 該当する区分のみ選択し、算定の可否及び算定できる場合の区分を確認してください。

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

②外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 【無床診療所のみ】 ○ 外来・在宅ベースアップ評価料(I)による算定見込みだけでは、

満たない診療所については、外来・在宅ベースアップ評価料(II)を算定することができ ます。

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの算定可否

該当区分を選択します。

①該当する区分を選択ください。

□ 病院・有床診療所

算定可能

②外来・在宅ベースアップ評価料(I)による賃金増率等

1月当たり給与総額 1月当たり算定金額

2,333,333円 13,680円

賃金増率

0.59%

・在宅ベースアップ評価料 II の区分

算定区分です。

区分の元となる数値

1.2

算定区分

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1

算定点数

初診・訪問診療時 8点

再診時

1点

※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合(主に自由診療を実施する保険医療機関など)は、対象外となります。

- 対象職員(常勤換算)数が2.0人未満の診療所は、対象外となります(ただし、特定地域に所在する場合は対象となります。)。
- ※ 外来・在宅ベースアップ評価料Iの区分については、該当する区分より低い区分を選択することも可能です。

目 次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

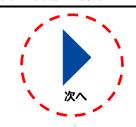
Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計

- ①外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ②外来・在宅ベースアップ評価料(II) 【無床診療所のみ】
- ③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

医療従事者の賃上げ見込みの計算



戻る



2 ベースアップ評価料の試算⑤

- 次に、入院**ベースアップ評価料**の算定見込みの計算を行います。
- こちらは、**病院・有床診療所のみが対象**となりますので、**無床診療所については算定できません。**
- 対象期間の延べ入院患者数を入力し、算定の可否及び算定できる場合の区分を確認してください。

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

- 病院・有床診療所については、**入院ベースアップ評価料**を算定できます。
- 2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月~2024年2月における延べ

入院患者数を入力してください。

延べ入院患

者数を入力

します。

算定開始予定日 2024年6月1日

2024年7月1日以 降の算定を予定 している場合は、 算定月が変更と なります。 対象月 2023年12月 2024年1月 2024年2月 10,000人 10,000人 2024年2月については、 試算時には、見込みで 構いません。

一月当たり 延べ入院患者数

10,000人

平価料の算定可否

そください。

図 病院・有床診療所 I 無床診療所

該当区分を選択します。

②外来・在宅ベースアップ評価料(I)による賃金増率等

1月当たり給与総額

1月当たり算定金額 賃金増率

算定可否

2,333,333円 13,680円 0.59% 算定可能 入院ベースアップ評価料の区分

算定区分です。

区分の元となる数値

算定区分 算定点数 0.3 入院ベースアップ評価料1 1点

目 次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 【病院・診療所共

②外来・在宅ベースアップ評価料(II) 【無床診療所のみ】

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算





ベースアップ評価料の試算⑥

- 最後に、**医療従事者の賃上げ見込み**の計算を行います。
- 「ベースアップ評価料による1月当たり収入合計」等について、確認してください。

Step 3

医療従事者の賃上げ見込みの計算

- 最後に、医療従事者の賃上げ見込みの計算を行います。
- 「ベースアップ評価料による1月当たり収入合計」等について、確認してください。

賃上げ見込みの計算

1月当たり給与総額

2,333,333円

外来・在宅ベースアップ評価料(I)による1月当たり収入

13,680円

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)による1月当たり収入 (無床診療所のみ)

11,960円

入院ベースアップ評価料による1月当たり収入

(病院・有床診療所のみ)

0円

す。

ベースアップ評価料による1月当たり収入合計

25,640円

ベースアップ評価料による1年度当たり収入合計

307,680円

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

目 次

①外来・在字ベースアップ評価料(I) 【病院・診療所共诵】

②外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)【無床診療所のみ】

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

医療従事者の賃上げ見込みの計算



本記載では、無床 診療所の例で記載 しているため、前 ページにかかわら ず0円としていま

この試算を踏まえ、必要な賃金引上げの準備(賃 金引上げの計画、労使交渉、給与規程の改定等) を行った上で、施設基準の届出、計画の報告をお 願いします。

ご清聴ありがとうございました。



参考 賃上げに向けた評価の新設(詳細)



賃上げに向けた評価の新設①

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の新設①

外来医療又は在宅医療を実施している医療機関(医科)において、勤務する看護職員、薬剤師その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価を新設する。

(新) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)(1日につき)

1 初診時 6点

2 再診時 2点

3 訪問診療時

イ 同一建物居住者以外に訪問診療を行った場合 28点

ロ 同一建物居住者に訪問診療を行った場合 7点

[算定要件]

- (1)主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)の<u>賃金の改善を図る体制</u>につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中以外の患者に初診、再診、訪問診療を行った場 合に所定点数を算定する。
- (2) 1については、初診料、小児科外来診療料(初診時)又は小児かかりつけ診療料(初診時)を算定しているものについて、所定点数を算定する。
- (3) 2については、再診料、外来診療料、短期滞在手術等基本料1、小児科外来診療料(再診時)、外来リハビリテーション診療料、 <u>外来放射線照射診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料(再診時)又は外来腫瘍化学療法診療料</u> を算定しているものについて、所定点数を算定する。
- (4) 3のイについては、<u>在宅患者訪問診療料(I)の同一建物居住者以外の場合又は在宅がん医療総合診療料(ただし、訪問診療を行っ</u>た場合に限る。)を算定しているものについて、所定点数を算定する。
- (5) 3の□については、<u>在宅患者訪問診療料(I)の同一建物居住者の場合又は在宅患者訪問診療料(I)</u>を算定しているものについて、 所定点数を算定する。

賃上げに向けた評価の新設②

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の新設②

「施設基準]

- (1) 外来医療又は在宅医療を実施している保険医療機関であること。
- (2) 主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。以下「対象職員」という。)が勤務していること。対象職員は別表1に 示す職員であり、専ら事務作業(医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く)を 行うものは含まれない。
- (3) 当該評価料を算定する場合は、今和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給による ものを除く。)を実施しなければならない。 ただし、令和6年度において、翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合等にお いてはこの限りではない。
- (4) (3) について、<u>基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行い、基本給又は決まって毎月支払われる手当</u> (以下「基本給等」という。)の引上げにより改善を図ることを原則とする。
- (5)対象職員の基本給等を令和5年度と比較して一定水準以上引き上げた場合は、40歳未満の勤務医(歯科医師を含む。以下同じ。) 及び事務職員等の当該保険医療機関に勤務する職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるもの除く。)を行うことが できること。
- (6) 令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。
- (7) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。

【別表1】主として医療に従事する職員(対象職員)

社会福祉士 薬剤師 歯科衛生士 介護福祉士 **歯科技**丁十 保健師 保育士 助産師 **歯科業務補助者** 救急救命士 看護師 診療放射線技師 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師 准看護師 診療エックス線技師 柔道整復師 看護補助者 臨床検査技師 公認心理師 衛生検査技師 理学療法士 作業療法十 臨床工学技士 診療情報管理士 医師事務作業補助者 視能訓練十 管理栄養士 その他医療に従事する職員 言語聴覚士 栄養士 義肢装具士 精神保健福祉士 (医師及び歯科医師を除く。)

賃上げに向けた評価の新設③(歯科)

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の新設

外来医療又は在宅医療を実施している医療機関(歯科)において、勤務する歯科衛生士、歯科技工士の他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価を新設する。

(新) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)(1日につき)

1	初診時	10点
2	再診時	2点

3 歯科訪問診療時

イ 同一建物居住者以外の場合 41点

ロ 同一建物居住者に訪問診療を行った場合 10点

「算定要件」

- (1) 主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)の<u>賃金の改善を図る体制</u>につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中以外の患者に初診、再診、訪問診療を行った場 合に所定点数を算定する。
- (2) 1については、初診料又は短期滞在手術等基本料1を算定しているものについて、所定点数を算定する。
- (3) 2については、再診料又は短期滞在手術等基本料1を算定しているものについて、所定点数を算定する。
- (4) 3のイについては、歯科訪問診療1を算定しているものについて、所定点数を算定する。
- (5) 3の口については、<u>歯科訪問診療2、歯科訪問診療3,歯科訪問診療4又は歯科訪問診療5</u>を算定しているものについて、所定点数を算定する。

賃上げに向けた評価の新設4

外来・在宅ベースアップ評価料(II)の新設①

外来医療又は在宅医療を実施し、入院医療を実施していない診療所であって、勤務する看護職員、薬剤師その他の医療関係職種の賃金の改善を強化する必要がある医療機関において、賃金の改善を実施している場合の評価を新設する。

(新)	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)(1日 に	つき)
	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1	
	イ 初診又は訪問診療を行った場合	8点
	□ 再診時	1点
	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2	
	イ 初診又は訪問診療を行った場合	16点
	□ 再診時	2点
	\downarrow	
	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8	
	イ 初診、又は訪問診療を行った場合	64点
	□ 再診時	8点

[算定要件]

- (1) 主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。以下「対象職員」という。)の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して診療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
- (2) 各区分のイについては、外来・在宅ベースアップ評価料(I)の I(初診時)又は I3(訪問診療時)を算定している患者について、各区分の口については、外来・在宅ベースアップ評価料(I1)の I2(再診時)を算定している患者について、それぞれの所定点数を算定する。

賃上げに向けた評価の新設⑤

外来・在宅ベースアップ評価料(II)の新設②

「施設基準の概要」

- (1) 入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料(短期滞在手術等基本料1を除く。)の届出を行っていない保険医療機関であること。
- (2) 外来・在宅ベースアップ評価料(I) の届け出を行っている保険医療機関であること。
- (3) <u>外来・在宅ベースアップ評価料(I) 及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) により算定される点数の見込みの10倍の数が、対象職員</u> の給与総額の1分2厘未満であること。
- (4) <u>下記の式【A】に基づき、別表2に従い該当する区分のいずれかを届け出ること。</u>ただし、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の施設基準の届け出を行う場合は、同一の区分を届け出ること。
- (5) (4) について、「対象職員の給与総額」は、直近12か月の1月あたりの平均の数値を用いること。外来・在宅ベースアップ評価料(II)の 算定回数の見込みは、初診料等の算定回数を用いて計算し、直近3か月の1月あたりの平均の数値を用いること。また、<u>毎年3、6、9、12</u> **月に上記の算定式により新たに算出**を行い、区分に変更がある場合は地方厚生局長等に届け出ること。 ただし、前回届け出た時点と比較して、直近3か月の【A】、対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)により算定される点数の見込み並びに外来・在宅ベースアップ評価料(II)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価
- (6) 当該評価料を算定する場合は、今和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除 く。)を実施しなければならない。ただし、令和6年度において、翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合等においてはこの限りではない。
- (7) (6) について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行い、**基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに** より改善を図ることを原則とする。
- (8) 令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。

料(II)の算定回数の見込みのいずれの変化も1割以内である場合においては、区分の変更を行わないものとすること。

- (9) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。
- (10) 対象職員が常勤換算で2人以上勤務していること。ただし、特定地域に所在する保険医療機関にあっては、当該規定を満たしているものとする。
- (11) 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関であること。

【別表2】外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の区分

1/3124 - /				
[A]	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の区分	点 数 (イ)	点 数 (口)	
0を超える	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 1	8点	1点	
1.5以上	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 2	16点	2点	
\downarrow				
7.5以上	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8	64点	8点	

2

賃上げに向けた評価の新設⑥(歯科)

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)の新設

▶ 外来医療又は在宅医療を実施し、入院医療を実施していない歯科診療所であって、勤務する歯科衛生士、歯科技工士その他の医療関係職種の賃金の改善を強化する必要がある医療機関において、賃金の改善を実施している場合の評価を新設する。

(新)	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)(1日)	につき)
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1	
	イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合	8点
	□ 再診時	1点
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2	
	イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合	16点
	□ 再診時	2点
	\downarrow	
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8	
	イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合	64点
	□ 再診時	8点

「算定要件」

- (1)主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。以下「対象職員」という。)の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して診療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
- (2) 各区分のイについては、歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の1 (初診時) 又は3 (歯科訪問診療時) を算定している患者 について、各区分の口については、歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の2 (再診時) を算定している患者について、それ ぞれの所定点数を算定する。

賃上げに向けた評価の新設⑦

入院ベースアップ評価料の新設①

▶ 病院又は有床診療所において、勤務する看護職員、薬剤師その他の医療関係職種の<u>賃金の改善を実</u>施している場合の評価を新設する。

(新) 入院ベースアップ評価料(1日につき) 1 入院ベースアップ評価料1 1点 2 入院ベースアップ評価料2 2点 ↓ 165 入院ベースアップ評価料165 165点

「算定要件]

・主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)の<mark>賃金の改善を図る体制</mark>につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料(短期滞在手術等基本料1を除く。)を算定している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

【別表1】主として医療に従事する職員(対象職員)

 歯科衛生士 歯科技工士 歯科業務補助者 診療放射線技師 診療エックス線技師 臨床検査技師 衛生検査技師 臨床工学技士 管理栄養士 栄養士 精神保健福祉士	社会福祉士 介護福祉士 保育士 救急救命士 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師 柔道整復師 公認心理師 診療情報管理士 医師事務作業補助者 その他医療に従事する職員 (医師及び歯科医師を除く。)

賃上げに向けた評価の新設®

入院ベースアップ評価料の新設②

「施設基準の概要」

- (1)入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料(短期滞在手術等基本料1を除く。)の届出を行っている保険医療機関である こと。
- (2) 外来・在宅ベースアップ評価料(I) の届け出を行っている保険医療機関であること。
- (3) 外来・在宅ベースアップ評価料(I) 及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) により算定される点数の見込みの 10 倍の数が、対象職員の給与総額の2分3厘未満であること。
- (4) 下記の式により算出した数【B】に基づき、別表3に従い該当する区分を届け出ること。
- (5) (4) について、「対象職員の給与総額」は、直近12か月の1月あたりの平均の数値を用いること。延べ入院患者数は、直近3か月の1月あたりの平均の数値を用いること。また、年43、6、9、12月に上記の算定式により新たに算出を行い、区分に変更がある場合は地方厚生局長等に届け出ること。

ただし、前回届け出た時点と比較して、直近3か月の【B】、対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)により算定される点数の見込み及び延べ入院患者数のいずれの変化も1割以内である場合においては、区分の変更を行わないものとすること。

- (6) 当該評価料を算定する場合は、今和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給による <u>ものを除く。)を実施しなければならない。</u>ただし、令和6年度において、翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合等に おいてはこの限りではない。
- (7) (6) について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行い、基本給又は決まって毎月支払われる手当 の引上げにより改善を図ることを原則とする。
- (8) 令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。
- (9) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。
- (10) 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関であること。

対象職員の給与総額×2分3厘 - (外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)により算定される点数の見込み)×10円 当該保険医療機関の延べ入院患者数×10円

【別表3】入院ベースアップ評価料の区分

[B]	入院ベースアップ評価料の区分	点数
0 以上1.5未満	入院ベースアップ評価料 1	1点
1.5以上2.5未満	入院ベースアップ評価料 2	2点
\rightarrow		
164.5以上	入院ベースアップ評価料165	165点

訪問看護ステーションにおける賃上げに向けた評価の新設①

訪問看護ベースアップ評価料(I)の新設

▶ 訪問看護ステーションにおいて、勤務する看護職員その他の医療関係職種の<u>賃金の改善を実施して</u>いる場合の評価を新設する。

(新) 訪問看護ベースアップ評価料(I) 780円(月1回)

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の<u>賃金の改善を図る体制</u>にある場合には、<u>区分番号02の1を算定している利用者1人につき</u>、訪問看護ベースアップ評価料 (I)として、B1回に限り算定する。

[施設基準]

- (1)主として医療に従事する職員(以下「対象職員」という。)が勤務していること。<u>対象職員は別表1に示す職員であり、専ら事務</u> 作業(看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く。)を行うものは含まれない。
- (2) 当該評価料を算定する場合は、今和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給による ものを除く。)を実施しなければならない。 ただし、令和6年度において、翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合においてはこの限りではない。
- (3) (2) について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行い、基本給又は決まって毎月支払われる手当 (以下「基本給等」という。)の引上げにより改善を図ることを原則とする。
- (4) 対象職員の基本給等を令和5年度と比較して一定水準以上引き上げた場合は、事務職員等の当該訪問看護ステーションに勤務する 職員の賃金の改善を行うことができること。
- (5) 令和6年度及び令和7年度における当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。
- (6) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。

【別表1】主として医療に従事する職員

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、 歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、 管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう 師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)

訪問看護ステーションにおける賃上げに向けた評価の新設②

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の新設

▶ 訪問看護ステーションであって、勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を強化する 必要がある訪問看護ステーションにおいて、賃金の改善を実施している場合の評価を新設する。

(新) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)

- **イ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1 10円(月1回)**
 - I 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)2 20円(月1回)

 \downarrow

- **ヌ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10 100円(月1回)**
- ル 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11 150円(月1回)

 \downarrow

ソ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18 500円(月1回)

[算定要件]

[施設基準]

- (1) 訪問看護ベースアップ評価料(I) の届出を行っている訪問看護ステーションであること。
- (2) <u>訪問看護ベースアップ評価料(I)により算定される金額の見込みの数</u>が、対象職員の給与総額に当該訪問看護ステーションの利用者の数に占める医療保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者の割合(以下<u>「医療保険の利用者割合」</u>とする。) <u>を乗じた</u>数の1分2厘未満であること。

ただし、同一月に医療保険制度と介護保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者については、医療保険制度の給付による場合として取り扱うこと。

医療保険の利用者割合

直近3か月の1月あたりの区分番号02の1の算定回数の平均

直近3か月の1月あたりの

医療保険制度給付の対象となる訪問看護を受けた者+介護保険制度給付の対象となる訪問看護を受けた者

訪問看護ステーションにおける賃上げに向けた評価の新設③

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の新設

(3) 下記の式【C】に基づき、別表4に従い該当する区分のいずれかを届け出ること。

(4) (3) について、「対象職員の給与総額」は、直近12か月の1月あたりの平均の数値を用いること。訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ) の算定回数の見込みは、訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数を用いて計算し、直近3か月の1月あたりの平均の数値を用いること。また、毎年3、6、9、12月に上記の算定式により新たに算出を行い、区分に変更がある場合は地方厚生局長等に届け出ること。

ただし、前回届け出た時点と比較して、直近3か月の【C】、対象職員の給与総額、訪問看護ベースアップ評価料(I)により算定される金額の見込み並びに訪問看護ベースアップ評価料(II)の算定回数の見込みのいずれの変化も18以内である場合においては、区分の変更を行わないものとすること。

- (5) 当該評価料を算定する場合は、今和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を実施しなければならない。 ただし、令和6年度において、翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合においてはこの限りではない。
- (6) (5) について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行い、基本給又は決まって毎月支払われる手当 の引上げにより改善を図ることを原則とする。
- (7) 令和6年度及び令和7年度における当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。
- (8) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。
- (9) **対象職員が常勤換算で2人以上勤務していること。**ただし、特定地域に所在する訪問看護ステーションにあっては、当該規定を満たしているものとする。
- (10) 主として保険診療等から収入を得る訪問看護ステーションであること。

【別表4】訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の区分

[C]	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の区分	金額
0を超える	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 1	10円
15以上	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 2	20円
\downarrow	↓	\downarrow
95以上	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10	100円
125以上	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11	150円
<u></u>		\
475以上	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18	500円